

教育委員会会議録

令和3年6月1日（火） 午後3時30分 開会

午後3時55分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

長谷川洋教育長、伊藤志のぶ委員、佐々憲一委員、塩谷育代委員、岡田豊委員
度會秀子委員

3 出席した職員

横井英行事務局長、稲垣直樹次長兼管理部長、小島寿文学習教育部長
加藤文彦総合教育センター所長、高橋亮太総務課長、伊藤尚巳教育企画課長
小清水義晃財務施設課長、坂川智教職員課長、柴田英昭福利課長
大道伊津栄生涯学習課長、栗木晴久高等学校教育課長、伊藤孝明義務教育課長
小林紀彦特別支援教育課長、岩田政久保健体育課長、中島幸一高校改革室長
石川陽子総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項（2）公立学校教員の懲戒処分については、人事案件であるため、報告事項（4）令和3年度第2回愛知県教科用図書選定審議会の概要については、教科書採択の公正確保のため、非公開にて報告を受けることとした。

（1） 令和4年度（2022年度）採用愛知県公立学校教員採用選考試験の志願状況について

坂川教職員課長が、令和4年度（2022年度）採用愛知県公立学校教員採用選考試験の志願状況について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（2） 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（3） 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和3年度第1回）について
栗木高等学校教育課長が、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和3年度第1回）について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (4) 令和3年度第2回愛知県教科用図書選定審議会の概要について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

6 請願

請願第4号 職員の児童・生徒への暴力（不祥事）については、原則、学校名、職員名等の公表を求める請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

以前、知立市の小学校で児童にわいせつ行為をしたとして強制わいせつ罪に問われ、懲役4年の実刑判決を受けた臨時的任用講師がいた。その講師は埼玉県内の小学校において勤務し、児童ポルノ禁止法違反で懲戒処分を受け依願退職をしたという前歴を隠し、名前を変えて採用され、再び罪を犯したということである。情報の共有や公開ができていれば、防げたかもしれない。現在、講師不足であり、同様のことが起こり得ると考えられる。わいせつ行為で処分される教員は年々増加傾向にあるため、公表が犯罪の抑止につながるのであれば公表もやむなしと思う。

本県では、被害者のプライバシー保護の観点から、被害者が公表を望まない場合は、公表しないことができるという例外規定がある。そっとしておいて欲しいという親の気持ちも、被害者が公表を強く拒絶した際無理を言えない教育委員会の立場もわかるが、本当に子供を守るという観点からわいせつ行為等不祥事を起こす教員をなくすことであるという考えに立たないと同様の事案が繰り返されてしまう。被害者の人権を最優先に考えるのは当たり前のことであるが、公表することによってわいせつ行為をなくしていくという思いを強く持って、被害者に伝えてもらいたい。教育委員会の立場で言いにくいということであれば、第三者が間に入って被害者に訴えていくなど、全てを公開、公表することまでは難しいが、一歩前に進む時期であると思う。

(度會委員)

人権やプライバシーの面で、被害者は公表して欲しくないと思うが、最終的にわいせつ行為等を行った教員が正しい処分を受けず、名前も公表されず野放しになり、うやむやになってしまうのは避けたいと思う。考え直す時期ではあると思う。

(塩谷委員)

被害に遭った子供を守るのが一番大切である。公表しないことが被害者にとって、その瞬間は楽であるかもしれないが、心の傷は一生残ると思う。嫌な出来事を乗り越えるために、忘れようとするのではなく、問題提起し、深く掘り下げることによってその人の人生が変わっていくという話も聞く。一方で、加害者である教師の根深い問題点があるようであれば、検証によっ

て課題が浮き上がってくるのではないかと思う。請願事項全てに賛成とは言えないが、一部には賛成である。

(横井事務局長)

本県において、わいせつ事件を起こし、懲戒処分を受けた公立学校の教員について、かつては保護者や本人のプライバシー保護の観点から記者発表しないということもあった。しかし、数年前から方針を切替え、全て公表している。ただし、被害者側の納得が得られない場合、校名など場所まで特定すると推測される可能性もあるため、部分的に非公表とする旨記者クラブに説明し、対応している。基本的に公表していない事案はない。

7 議案

なし

8 協議題

長谷川教育長が各委員に諮り、協議題 物品の買入れについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開において協議することとした。

協議題 物品の買入れについて

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他

なし

10 特記事項

- (1) 長谷川教育長が今回の会議録署名人として岡田委員を指名した。
- (2) 宮崎邦彦氏から、職員の児童・生徒への暴力（不祥事）については、原則、学校名、職員名等の公表を求める請願について、口頭陳述したい旨の申出があり、長谷川教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 1名